

一般社団法人浜松青年会議所 個人情報管理規程

第1章 目的

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人浜松青年会議所（以下「本会議所」という。）が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「法」という。）に定める個人情報取扱事業者に該当することに鑑み、本会議所における個人情報の適正な取扱いに関し遵守すべき事項を定め、個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

第2章 定義

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。

(2) 本人

「本人」とは、当該個人情報によって識別される、又は識別され得る、生存する特定の個人をいう。

(3) 従業員

「従業員」とは、本会議所が雇用する従業員および本会議所の委嘱を受けた役員または出向者である個人をいう。

(4) 個人情報管理責任者

「個人情報管理責任者」とは、理事長によって指名された者であって、本規程の運用に関する責任を有する者をいう。

(5) 第三者

「第三者」とは本人以外の個人及び団体をいう。

第3章 適用範囲

(適用範囲)

第3条 この規程は、本会議所正会員及び従業員に適用する。また、正会員及び従業員でなくなった後も、知りえた個人情報を漏洩してはならない。

2 前項の従業員を管理する立場にある者は、当該従業員に対し、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

第4章 利用目的

(利用目的の特定)

第4条 本会議所は次に掲げる個人情報を、次に掲げる利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱うものとする。

	対象となる事項	利用目的
①	正会員及び特別会員の会員番号 性別、入会日、氏名、生年月日、 住所、電話番号、携帯電話番号、 ファックス番号、勤務先名、勤務先 業種、役職、勤務先住所、 勤務先電話番号、勤務先ファックス 番号、メールアドレス、肖像写真、 最終学歴、血液型、国籍	イ 名簿の作成 ロ 機関紙等の発送 ハ 本会議所の事業及び総会で必要 な場合 ニ 各種大会の登録及び出向、公職出 向の登録 ホ その他前項に関連する事項
②	その他の事項	イ 本会議所が主催する事業への 参加に関する案内状その他の発送、 参加登録、問い合わせへの対応 ロ アンケート募集及び結果報告 ハ その他前項に関連する事項

2 前2項の規程に掲げる利用目的を変更する場合は、利用目的を公表するものとする。

3 前2項の規程は、本人から予め同意を得た場合及び法第18条第3項各号に定める場合はこの限りではない。

第5章 取得

(取得禁止)

第5条 前条に掲げる利用目的の達成に必要な個人情報を取得してはならない。

2 不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(書面による直接取得)

第6条 個人情報を書面（電磁的記録を含む、以下同じ。）で本人から直接取得する場合は、その利用目的を本人に予め明示しなければならない。

第6章 開示

(開示)

第7条 本会議所は次に掲げる個人情報を、次に掲げる利用目的の達成に必要な範囲内で本会議所の会員名簿システムにて開示するものとする。

	対象となる事項	利用目的
①	正会員及び特別会員の会員番号、性別、入会日、氏名、生年月日、携帯電話番号、勤務先名、勤務先業種、役職、勤務先住所、勤務先電話番号、勤務先ファックス番号、メールアドレス、肖像写真、	イ 連絡先の提供による組織内コミュニケーションの活性化 ロ 組織運営と管理 ハ 正会員及び特別会員の参加促進 ニ ビジネスマッチング ホ 安全性確保と緊急時の連絡 ヘ その他前項に関連する事項

第7章 第三者提供

(第三者提供の禁止)

第8条 本会議所と本会議所正会員は、個人情報を第三者に提供しないものとする。

2 前項の規程は、次の各号の一に該当する場合はこの限りではない。

(1)本人から予め同意を得た場合

(2)法第27条第1項各号に定める場合

第8章 管理

(正確性の保持)

第 9 条 本会議所は、利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(管理・監督)

第 10 条 個人情報管理責任者は、本会議所の取り扱う個人情報等の漏洩、滅失もしくは毀損を防止し、その他個人情報等を安全に管理し、本会議所の正会員及び従業者を監督しなければならない。

2.前項の目的達成のため、その必要に応じ、別途個人情報管理細則を定め、必要かつ適切な措置を講じることができる。

(念書提出義務)

第 11 条 本会議所の正会員及び従業者は、本会議所の正会員又は従業員でなくなる際に、別途個人情報管理に関する念書を提出しなくてはならない。

(個人情報等の消去・廃棄)

第 12 条 保有する必要がなくなった個人情報については、直ちに当該個人情報を消去・廃棄しなければならない。

(お問い合わせ窓口)

第 13 条 個人情報の取扱いに関し本会議所が設置するお問い合わせ窓口は次の通りとする。

〒432-8036 静岡県浜松市中央区東伊場 1-3-1 グランドホテル浜松内
一般社団法人 浜松青年会議所 事務局 TEL：053-454-6721

第9章 本人請求手続

(開示等の本人請求)

第 14 条 本会議所は、保有個人情報につき法第 33 条、34 条、35 条、36 条、37 条、38 条、39 条に基づき、請求が行われた場合は、これが個人情報に関する本人の権利に基づくものであることを十分に理解した上で、合理的な期間、適切な範囲でこれに応ずるものとする。

(請求申出窓口)

第 15 条 個人情報の開示等の本人請求に関し本会議所が設置する請求申出窓口は次の通りとする。

〒432-8036 静岡県浜松市中央区東伊場 1-3-1 グランドホテル浜松内
一般社団法人 浜松青年会議所 事務局 TEL：053-454-6721

第 10 章 責任者及び責任範囲

（個人情報管理責任者）

第 16 条 本会議所は、個人情報の保護及び適切な管理のため、この規程の実施及び運用に関し責任を持つ個人情報管理責任者 1 名をおくものとし、理事長の指名を受けた者がその任に当たる。

第 17 条 個人情報管理責任者は本会議所に存在する全ての個人情報の取扱いについて責任を負う。

2 個人情報管理責任者はこの規程の内容並びに当該個人情報取扱事業者の名称が「浜松青年会議所」である旨を、本会議所が定めるサーバー内にある本会議所のウェブサイト上で本人が容易に認識し得る場所に継続的に掲示しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、この規程に定めるものの他、その他の必要に応じて個人情報の保護に関する指針、ガイドライン等を定めることができる。

4 個人情報管理責任者は、この規程の内容を会員及び従業者に周知し、安全管理における必要なシステムを構築し、個人情報の取扱いに関する問い合わせを処理し、かつ実施状況の監査及び指導を行わなければならない。

第 11 章 雑則

（改廃）

第 18 条 本規程の改廃は総会の決議による。

附則

本規程は 2024 年 1 月 1 日より施行する。

2024 年 12 月 1 日 一部訂正